

中国四国防衛局達第 8 号

改正 令和 3 年 4 月 3 0 日中国四国防衛局達第 2 号

中国四国防衛局における中央調達の事務の処理に関する達を次のように定める。

平成 2 7 年 1 0 月 1 日

中国四国防衛局長 菅原 隆拓

中国四国防衛局における中央調達の事務の処理に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、中央調達の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(中央調達に係る補助者)

第 2 条 中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 3 9 号）第 3 条第 1 項の規定による中央調達に係る補助者として、中国四国防衛局長が指名する職員は、次表の部課等の欄の区分に応じ、官職の欄にそれぞれ掲げる官職にある者とする。

部課等	官 職
調達部	部長、部次長、装備課長、原価監査官、主任

	検査官、検査官、情報セキュリティ監査官
玉野防衛事務所	所長、原価監査官、主任検査官、検査官、情報セキュリティ監査官

2 前項に掲げる官職にある者以外の者を中央調達に係る補助者とする必要がある場合には、中国四国防衛局長（以下「局長」という。）が別に指名するものとする。

3 中国四国防衛局長は、前各項により指名された官職の者に異動があった場合には、異動があった者の官職及び氏名等について、別紙により、速やかに防衛装備庁長官に通知するものとする。

（雑則）

第3条 この達に定めるもののほか、中央調達に係る事務の実施に関し必要な事項は、調達部においては、調達部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 装備施設本部及び地方防衛局における中央調達事務の統一的な処理に関する規則（通達）（中防第7号。19.9.1）

は、廃止する。

附則（令和 3 年 4 月 3 0 日中国四国防衛局達第 2 号）

この達は、令和 3 年 4 月 3 0 日から施行する。

別 紙

文 書 番 号
年 月 日

防衛装備庁長官 殿
(調達管理部調達企画課長気付)

中国四国防衛局長

支出負担行為担当官補助者（指名・解除）通知

- 1 指名（解除）を受ける者の官職
- 2 指名（解除）を受ける者の氏名
- 3 指名（解除）となった年月日
- 4 指名を受ける者の事務の範囲